

佐久市公共施設マネジメント基本方針（案）

パブリックコメント 実施結果

平成26年3月

1 意見募集の概要

(1)意見募集期間 平成26年2月26日(水)～平成26年3月11日(火)

(2)案の公表方法

①佐久市ホームページへの掲載

②市役所市民ホール、企画課窓口、各支所庶務税務係窓口、各出張所窓口に閲覧用として設置

(3)意見募集方法 ※指定の様式なし

①企画課へ持参

②郵送

③ファックス

④電子メール

⑤電子申請

2 意見募集の結果

(1)提出された意見 18件・3名(メールにより)

(2)意見の概要とそれに対する市の考え方 別紙のとおり

■佐久市公共施設マネジメント基本方針(案)について、パブリックコメントでお寄せいただいたご意見とそれに対する市の考え方

No.	該当頁	項目名等	項目名等	意見要旨	件数	市の考え方
1				<p>「将来の財源不足」は、各施設の建設時から行政は十分に把握していた、という意識が必要であり、維持費や改修費をきちんと検討せずに施設を作り続け、課題を先送りしてきたことが現在の結果となっている。</p> <p>今、危機感を持つべきは「金が足りなくなること」に対してだけではない。これまで続けてきたそのような「子、孫世代への負担の押し付け」、「行政や議会の無責任体質」に対して、強い危機感と反省意識を持つべき。</p> <p>そういったことへの反省、言及を白書に盛り込むべき。</p>	1件	<p>「佐久市公共施設白書」は、本市が所有する公共施設の機能や配置状況、利用状況等についての実態を把握することを目的とし、市民の皆様にも現状を広く知ってもらうために作成したものとなっております。</p> <p>公共施設を整備する際にも、「均衡ある発展」という言葉で示されますように、地域による格差を勘案しながら施設の設置を行ってきた経過があり、その維持管理についても、一般会計の状況と社会情勢等を加味しながら、その時代時代で得られた情報を基に最善の選択をしてきたと考えております。また、公共施設は将来に亘って利用していくものですので、整備を行った年代の住民だけで負担するものではなく、世代間で公平に負担をしていくものと考えております。</p> <p>それを踏まえ、国等による財政支援や今後の少子高齢化等を勘案する中で、「現時点における将来予測」では将来財源的に一層厳しくなることが想定されることから、今後の対応を検討するため、公共施設白書という形で現状と課題を提示させていただきました。</p>
2	16	①量的見直し	イ 公共施設の複合化、多機能化	<p>「今後新たな公共施設は一切整備しないということではない。既存公共施設の中で対応可能かどうかを十分に検討し、市の持続的発展等に不可欠な施設については今後も整備を進めていく」という、言うまでもない一般論が書かれているだけでは足りないと思う。</p> <p>「全ての公共施設を維持し続けるのは財政的に困難」という、これ以上ない危機的状況をドラスティックに変えるためには、「今から作る施設については例外なくゼロベースから再検討する」程度の言葉を入れてもいいのではないかと。</p> <p>例えば、パラダの温浴施設は、内山地区という対案を十分に検討しても本当に「不可欠」といえる施設なのか。</p>	1件	<p>今後における公共施設の設置については、時代背景や国等の制度状況の変化により、設置すべき施設が異なると予想されますことから、一般論としての表現に留めることが妥当であると考えております。</p> <p>ご意見の施設については、既にも、多くのご意見をいただく中で、議論を重ね合意形成を経て実施しております。今後における施設整備についても、今後も公共施設マネジメントの理念や視点等に照らし、期を逸することのないよう実施してまいります。</p> <p>なお、来年度以降に策定予定の「公共施設再配置計画(仮称)」において、施設毎の具体的なあり方について検討させていただき予定となっております。</p> <p>また、基本方針の17ページに「新たな複合公共施設の建設も視野に入れ、効果的に公共施設の総量を縮小していくことを目指します。」と記載させていただいており、施設総量の縮小についても触れております。</p>

No.	該当頁	項目名等	項目名等	意見要旨	件数	市の考え方
3				「公共」である以上、財政的視点だけで施設や事業の評価をすべきでないのは自明なので、「財政事情を最優先の判断材料にして検討する事業・施設」、「財政的には厳しくてもそれだけでは評価できない要素や市の理念に基づき残すべき事業・施設」の仕分けをきちんとするために、その意味での一定の判断基準を語るべきではないか。	1件	一定の判断基準につきましては、公共施設マネジメント基本方針に基づき、来年度に策定に着手する「公共施設再配置計画(仮称)」において、市民説明会などでの議論や、研究者からの提言をいただく中で、施設の具体的なあり方についての判断基準を作成する予定であります。
4	22	④管理体制の見直し	ア 情報の一元的管理	「将来費用の変動を見込み、白書を定期的に更新する」とあるが、定期的とは何年おきか。	1件	基本的に、本市の最上位計画であります「佐久市総合計画」の見直しに併せて、5年毎に更新する予定であります。
5				道路の更新単価は平成19年度の数字を基に算出しているが、その後の資材費や運送費の値上がりで、現状でも既にかかなりの誤差が出ているのではないか。 各種費用の推移について「高」「中」「安」(現状維持、何%値上がりなど)の3段階程度の想定を出し、「高」「中」をベースに検討するような方法を取れないのか。	1件	本白書における更新費用については、財団法人 自治総合センターの「地方公共団体の財産分析等に関する調査研究会報告書(公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究)」で作成されたソフトウェアにより試算をしております。 したがって、試算結果は、将来想定される費用の概算(おおよその額)を示すものとなっております、実際には道路の老朽化度合いの調査等を行い、今後、策定する計画等の中で、実態に即して再計算する予定であります。
6				下水道、病院は公営企業会計だからという理由で対象外とされているが、一般会計からの繰り出しがある以上は、加えるべきではないか。	1件	公営企業会計については、当該収益をもって施設の更新等を行うこととなっております。 また、現在、国において将来的な負担についての分析や施設のあり方に関する計画について、別途基準を作成し、策定することを研究しております。よって、今回の基本方針の対象には加えておりません。

No.	該当頁	項目名等	項目名等	意見要旨	件数	市の考え方
7				市民参加の説明会を開催したうえでパブコメを実施すべきである。今からでも説明会を開いてもらいたい。	1件	公共施設マネジメント基本方針につきましては、来年度、市内7地区において基本方針に関する説明会を開催する予定です。基本方針の全体的な考え方をご理解いただいたうえで、より具体的な計画となる公共施設再配置計画(仮称)の素案の段階で、住民説明会を7地区で開催し、意見交換を行うことにより、具体的に地域の課題、意見、要望等を把握する予定であります。
8				基本方針にもとづいて、肅々とある程度の規模のリストラチャリングが進み、将来の佐久市の負担が軽くなることを希望する。 ただ、近隣住民目線的に、これは存続して欲しい、などの意見対立は必至であり、そういうことを各論で論じる前に、まずは総論を市民が納得できるように、事前の勉強会をたくさん設定して欲しい。 そして、金額目標に向かって、市民が協力して積み上げていく、そんな、参加型、協調型の取り組みとして成功させたいと願う。	1件	公共施設マネジメント基本方針につきましては、来年度、市内7地区において基本方針に関する説明会を開催する予定です。基本方針の全体的な考え方をご理解いただいた上で、より具体的な計画となる公共施設再配置計画(仮称)に係る、住民説明会を7地区で開催し、意見交換を行うことにより、具体的に地域の課題、意見、要望等を把握する予定であります。 また、この他アンケート等の方法により市民の皆様の公共施設に関する意識を把握したいと考えております。 ご意見にありますように、公共施設再配置計画(仮称)につきましては、市民の皆様に関係することとなりますので、大勢の皆様にご意見をいただきながら、策定してまいりたいと考えております。
9				「あった方が良い」という考え方は捨て、どうしてもなければならぬものに限定する。集中と選択である。 集中と選択で難しいのは中山間地(過疎指定されていない地域を含む)であり、効率だけを判断基準にすることはできない。 この問題は公共施設だけの問題ではないので、市の重点政策として取り上げるべきである。	1件	市民の皆様のご意見等を把握したうえで、持続可能な行政サービスを提供していくために、行政ができるサービスとできないサービスを明確にし、限られた財源の使い道等を集約していきたいと考えております。 そのなかで、中山間地も含め、その地域の実情に合った施設の配置や施設サービスのあり方、効率等を検討して予定であり、今回いただいたご意見につきましては、来年度以降に策定する予定であります「公共施設再配置計画(仮称)」を検討するうえでの参考とさせていただきます。

No.	該当頁	項目名等	項目名等	意見要旨	件数	市の考え方
10				<p>施設は個別に考えるのではなく、市内での再配置を考える。(必ずしも同じ敷地ではなくてもよい)が公共施設や商業施設、医療、福祉、公園などがまとまっていれば住民にとっても運営上も、土地の有効活用という点でも利点がある。</p> <p>移動困難な人にとってはワンストップサービスになり、バス路線やバス停の検討も容易になる。集約化すれば、同じ施設を複合的に使うことができる。</p> <p>都市公園は規模に応じて分散させる必要があるが、スポーツ施設は市内の数か所に集約する方が好ましい。</p>	1件	<p>今後、市民の皆様にとって必要な行政サービスは何か、そのために公共施設の配置は必要なのか、公共施設がなくてもサービスの提供ができるのか、配置が必要であれば、どこに施設を配置するのか等について検討し、そのなかで、配置される施設の機能や用途、施設間の距離や交通の利便性、地形、社会ニーズなどから施設の配置のバランスなどについて検討していきたいと考えており、今回いただいたご意見につきましては、来年度以降に策定する予定であります「公共施設再配置計画(仮称)」を検討するうえでの参考とさせていただきます。</p>
11				<p>施設の統廃合も上記(No.10)の複合化を考慮して行うべきであるが、避難所としての機能が損なわれないようにしなければならない。</p> <p>高齢化に伴って福祉関係の施設は(公的に用意するかどうかは別として)確実に必要となる。比較的人口密度が高い地域では施設の数も多いので効率良く運営できるが、中山間地では利用率が下がるのはやむを得ないので、一律に数値で評価してはならない。</p> <p>例えば集会場は、前者では公共施設や学校、準公的な性格を持った施設などで代用することが容易であるのに対して、後者では唯一の公的な施設で避難所になっているということも考えられる。</p> <p>具体的な再整備を始める前に、地域毎に(施設ではなく)どのような機能が必要かを整理することが必要である。</p>	1件	<p>来年度以降に策定する予定であります「公共施設再配置計画(仮称)」の策定作業の中で、必要機能の整理や機能再編の考え方の整理を行う予定であります。今回いただいたご意見につきましては、その「公共施設再配置計画(仮称)」を検討するうえでの参考にさせていただきます。</p>

No.	該当頁	項目名等	項目名等	意見要旨	件数	市の考え方
12	17	①量的見直し	エ 将来的な利用者の状況を考慮した公共施設の再配置	<p>国も県も市町村も財政は厳しくなる一方なので、自治体間での分担・共用も考慮すべきである。</p> <p>例えば、ホールは県が、競技場は佐久市が、体育館は隣接した自治体が、ということが必要である。</p> <p>水道や清掃事業、消防では既に自治体間の連携が行われていることもあるので、定住自立圏の一環として考えるべきである。</p> <p>図書館に関しては県内には自治体が連携したネットワークがいくつも成立していて実質的に蔵書を増やしているの、佐久地域でも行うべきである。</p>	1件	<p>基本方針17ページに「広域的連携などを総合的に勘案して適正配置を検討していきます。」と記載させていただいております。</p> <p>現在、当市におきましては、県立の武道館への取り組みや斎場施設、ごみ焼却施設の整備など、広域的に連携し事業を実施しているものもございます。</p> <p>ご意見にもありますとおり、佐久市単独で対応するよりも、複数の市町村が共同して取り組んだ方が効率的と判断されるものについては、公共施設の配置や機能の分散化等について、広域連携が可能かどうか検討してまいります。</p>
13	20	②質的見直し	エ 新たな事業手法等の導入	<p>指定管理者制度が適している施設は限られていると考えるべきである。</p> <p>例えば、保育園の時間を延長したいと思っても事業者が同意しなければできないし、契約を守っている限り破棄できない。他にも不都合な場合が様々に考えられる。</p> <p>PFIについても条件次第である。</p> <p>注意すべきことは、直営から指定管理者などに変更すると見かけ上の人件費は減るが、人件費を減らしたことによって行政改革が進んだと評価するのではなく、仕事の内容と経費の関係で評価すべきである。</p>	1件	<p>基本方針20ページに「PPP等(DBO方式、公共施設の民営化、民間委託など)の手法の導入を推進します。」と記載させていただいております。</p> <p>指定管理者制度につきましては、施設の管理の代行という形で、行政側に最終の権限を残したまま、管理を指定された団体に委ねるものとなっており、行政以外の団体が管理・運営を行うことにより、より質の高いサービスが提供できたり、人件費も含め、経費の節減が図れる可能性が高いものとなっております。</p> <p>しかしながら、ご意見にありますように、業務の範囲が限定されたり、業務仕様等を詳細に協定しなければならないなど、弾力的な運営ができにくくなる可能性もあり、指定管理者制度が適していない施設もあります。</p> <p>今後も、指定管理者制度に適しているか適していないかなどの検討をする中で、指定管理者制度など民間活力の導入について検討していきたいと考えております。</p>

No.	該当頁	項目名等	項目名等	意見要旨	件数	市の考え方
14	17	①量的見直し	ウ 統廃合公共施設、低・未利用地の活用	再整備で考慮しなければならないことは跡地利用である。 都会と違って跡地が高く売れることは期待できないので、順次移転させながら整備を進めたり、他の土地と交換することを検討すべきである。 都市計画では、とかく目先のことだけの検討になってしまいがちであるが、前述した再配置を考慮して計画を進めるべきである。	1件	基本方針17ページに「低・未利用地の活用」に関する基本方針を記載させていただいております。 本市は、施設同様、合併により多くの土地を所有することになり、これらの中には、借地や未利用地もあり、土地の維持管理には予算の投入が必要となります。 ご意見にありますように、土地の所有は最小限に止めることを前提とし、順次移転をするなかで整備を進める、他の土地と交換する、施設の統廃合にかかる借地については返還する、長期に渡る賃借料の負担を避けるため、必要な土地については購入するなどを検討させていただき、来年度以降に策定する予定であります「公共施設再配置計画(仮称)」の中で、施設の量的な見直しと併せて土地に関しても検討していきたいと考えております。
15	20	②質的見直し	エ 新たな事業手法等の導入	整備に際しては財源の手当てが必要であるが、必要な施策のために財源を確保するのであって、財源の有無によって施策を大きく変えるようなことがあってはならない。 特に市債は借金なので、(交付金などによる補填があったとしても)限度額まで使わなければ損であるという考えに陥らないことが肝要である。 一方、特定の目的のために市民から広く資金を調達することを検討すべきである。(地方財政法第五条の五「証券発行の方法による地方債」)	1件	基本方針20ページに「新たな自主財源の確保(ネーミングライツの導入、広告スペースの販売など)や資金調達(PFIなど)の仕組みについて検討します。」と記載させていただいております。 施設の整備にあたっては、財源の有無に関わらず、市民の皆様のご意見等を把握し、施策に反映させるよう努めるとともに、施設毎の課題等を検証することにより、常に最適な効果が得られるよう検討してまいりたいと考えております。 合併特例事業債につきましては、期間延長はあるものの、普通交付税の合併特例措置が平成28年度より段階的に終了となることから、有効に活用し、合併後の佐久市の都市基盤整備の仕上げに向け、継続する各種大型事業に取り組んでまいりたいと考えております。 今後も、佐久市を取り巻く厳しい社会経済情勢を踏まえ、ご意見にありますように、市民の皆さまから広く資金を調達することも視野に入れ、市税をはじめとする自主財源の確保や、また、新たな自主財源の確保にも積極的に努めてまいりたいと考えております。
16				道路についての記載が少ないが、今後の高齢化に対応して、スクーター型電動車椅子を含めた移動が可能となるように、歩道の設置、歩道橋や横断地下道の撤去が必要になる。 また(広義の)林道の整備が必要になる可能性がある。	1件	基本方針16ページに「個々の公共施設をより詳細に調査・分析し、提供するサービスとサービス提供施設の適正化を図ります。」と記載させていただいております。 本市では、本方針に基づき策定する予定であります「道路・橋りょうに関する長寿命化等に関する計画(仮称)」等を、国が求める「インフラ長寿命化計画(行動計画)」として位置づけることとしており、そのなかで具体的な今後の道路のあり方について検討していく予定となっております。 いただいたご意見につきましては、その計画を策定するうえでの参考とさせていただきます。

No.	該当頁	項目名等	項目名等	意見要旨	件数	市の考え方
17				進行中の建て替えについても本来は本方針に沿って行うべきであったが、既に設計や工事に入っているものは間に合わすことができないので、今後具体化するものについて反映できるように、細部まで詰めてから決定するのではなく、大きな点から順次検討するようにすべきである。	1件	現在も、統廃合、複合化、多機能化などに取り組んでおりますが、ご意見にありますとおり、今後、建て替え等を行っていく公共施設につきましても、本方針の理念・視点及び来年度以降に策定する予定であります「公共施設再配置計画(仮称)」に照らし、検討していきたいと考えております。
18				平尾山施設については、既存のものを含めて、公共性や市の関わりについて根本的に検討し直すべきである。 温泉施設については、運営や民営化を検討すべきである。	1件	基本方針20ページに新たな事業手法等の導入において「PPP等(DBO方式、公共施設の民営化、民間委託など)の手法の導入を推進します。」と記載させていただいております。 公共施設のあり方を検討する中で、公共施設の管理・運営等に対し民間の資金や技術を活用することは新たな公共サービスの提供が可能なものと期待されており、公共施設の再配置にとっても重要であるため、今後も引き続き情報収集を行い、可能なところから民営化も含めた中で再配置に生かしていきたいと考えております。 なお、本基本方針は個別の施設のあり方を示すものではございませんので、今回いただいたご意見につきましては、来年度以降に策定する予定であります「公共施設再配置計画(仮称)」を検討するうえでの参考とさせていただきます。